

平成22年 No.22

東京学芸大学部局長会規程の一部を改正する規程

制定理由

委員の追加に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成22年 3 月 24 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学部局長会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成22年 3 月25日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成22年規程第14号

東京学芸大学部局長会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学部局長会規程（平成16年規程第38号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学部局長会規程の一部改正について

制定理由：委員の追加に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第3条 部局長会は、次に掲げる者で組織する。 (1) 学長 (2) 理事及び副学長 (3) 学系長 (4) 附属図書館長 (5) 大学院連合学校教育学研究科長 (6) 附属学校運営参事 (7) 施設・センター長協議会議長 <u>(8) 学長補佐・企画調査室長</u> <u>(9) 学長補佐・点検評価室長</u> <u>(10) 事務局長</u> <u>(11) 部長</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年4月1日から施行する。</u>	（設置） 第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）に、部局長会を置く。 （目的） 第2条 部局長会は、学長を補佐する機関として、本学の運営に関する事項を協議し、各部局間の連絡調整に当たることを目的とする。 （組織） 第3条 部局長会は、次に掲げる者で組織する。 (1) 学長 (2) 理事及び副学長 (3) 学系長 (4) 附属図書館長 (5) 大学院連合学校教育学研究科長 (6) 附属学校運営参事 (7) 施設・センター長協議会議長 <u>(8) 事務局長</u> <u>(9) 部長</u> （議長等） 第4条 部局長会は、学長が招集し、議長となる。 2 学長に事故があるときは、学長があらかじめ指名する理事がその職務を代行する。 （関係者の出席） 第5条 部局長会は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。 （庶務） 第6条 部局長会に関する庶務は、総務部総務課が処理する。